

## 全国地理教育学会賞規定

(目的)

- 第1条 全国地理教育学会会則第4条5項に基づき、全国地理教育学会（以下本会という）に、次の2つの学会賞を設ける。
- ・全国地理教育学会優秀賞（以下優秀賞）
  - ・全国地理教育学会功労賞（以下功労賞）
- 第2条 優秀賞は、地理教育の発展に関して、研究上顕著な功績のあった者に授与する。
- 第3条 功労賞は、本会の発展およびわが国の地理教育の発展に関し、特に寄与のあった者に授与する。

(時期・人数)

- 第4条 時期については、隔年とする。
- 第5条 受賞者の人数については、
- (1) 優秀賞については、若干名とする。
  - (2) 功労賞については、該当する人数とする。

(選考の要件)

- 第6条 優秀賞は、(1) および (2) の要件を満たすこととする。
- (1) 本会の会員で、過去5年以内に『地理教育研究』に優れた論文が掲載されていること。
  - (2) その他の要件として、次のものを選考上考慮する。
    - ① 上記以外に優れた論考があること。
    - ② 豊かな教育経験を有すること。
    - ③ 全国地理教育学会の活動に貢献していること。
- 第7条 功労賞は、以下の要件をすべて満たすこととする。
- (1) 長年にわたり、本会役員として全国地理教育学会の活動に多大な貢献をしていること。
  - (2) 満60歳以上であること。
  - (3) 当分の間、学会発足時以来の会員であること。

(受賞者の選考)

- 第8条 優秀賞、功労賞の選考は、学会賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。
- (1) 選考委員会委員は、以下の者とする。
    - ① 副会長、常任幹事長、各委員会委員長。
    - ② その他（会長推薦）。
  - (2) 委員長は常任幹事長とする。
- 第9条 以下の方法で受賞者を選考する。
- (1) 優秀賞
    - ① 選考委員会各委員が、第6条1項に該当する者3名以内を推薦する。
    - ② 選考委員会において、数名に絞り、第6条1項、2項について検討する。

- ③選考委員会において、受賞候補者を選考する。
  - ④常任幹事会において、受賞候補者を決定する。
  - ⑤受賞者の中には、原則として実践的な研究業績による受賞者を含むものとする。
  - ⑥評議員会に報告し、総会において表彰する。
- (2) 功労賞
- ①会長、副会長、常任幹事長で該当者を選考する。
  - ②選考委員会において受賞候補者を選考する。
  - ③常任幹事会において、受賞候補者を決定する。
  - ④評議員会に報告し、総会において表彰する。

(その他)

第 10 条 本規定の改廃は、選考委員会の議を経て、常任幹事会にて行う。

附則：本規定は、2010 年 11 月 28 日より施行する。

## 全国地理教育学会賞選考委員会申し合わせ

- 1 規定第5条（1）の「若干名」については「2名程度以内」とする。ただし、第1回目の表彰（2011）に限り、「4名程度以内」とする。
- 2 規定第6条（1）の「論文」には、原則として共著論文は含まない。
- 3 規定第7条（3）の「当分の間」の「当分」とは、第2回表彰（2013.11頃予定）までとする。
- 4 優秀賞、功労賞の受賞は、原則としてそれぞれ1回限りとする。
- 5 選考にあたっては、推薦書、自己申告書などを資料とする。推薦書、自己申告書の用紙は学会ホームページよりダウンロードする。
- 6 選考委員会委員が、優秀賞の受賞候補者となった場合には、当該委員は、優秀賞の選考には原則として関与しないものとする。その場合、選考委員会は代行の委員を置くことができる。
- 7 受賞者には、賞状並びに副賞が授与される。
- 8 規定および申し合わせによって処理できない不測の事態が生じた場合は、会長・副会長・常任幹事長に一任する。
- 9 本申し合わせは、2010年11月28日から施行する。